

議案第 77 号

川崎市教科用図書選定審議会規則を廃止する規則（案）

川崎市教科用図書選定審議会規則（昭和 26 年川崎市教育委員会規則第 16 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

制 定 理 由

川崎市教科用図書選定審議会規則を廃止するため、この規則を制定するものである。

○川崎市教科用図書選定審議会規則

昭和26年6月19日教委規則第16号

改正

昭和32年4月10日教育委員会規則第5号

昭和38年6月26日教育委員会規則第8号

平成12年4月26日教育委員会規則第11号

平成14年5月29日教育委員会規則第10号

平成22年3月15日教育委員会規則第2号

川崎市教科用図書選定審議会規則

(趣旨)

第1条 市立学校が使用する教科用図書の選定に関し、必要な事項を調査審議するため、教育委員会に教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織、選出区分及び任期)

第2条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校長
- (2) 教員
- (3) 保護者
- (4) 学識経験者
- (5) 総合教育センター職員
- (6) 教育委員会事務局職員

3 委員の任期は、1年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第3条 審議会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会議を主宰し、審議会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(調査研究会)

第4条 審議会の下に調査研究員で構成する調査研究会を置く。

- 2 調査研究員は、委員以外の教員のうちから必要な人員を教育委員会が任命するものとする。
- 3 調査研究員は、教科用図書の選定に関し、内容の調査研究及び各学校からの意見の集約（以下「調査研究等」という。）を行うものとする。
- 4 調査研究会は、調査研究等をとりまとめ、審議会に報告するものとする。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(教育委員会への報告)

第6条 委員長は、審議会で審議した結果を教育委員会に報告する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部指導課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和32年4月10日教委規則第5号）

この改正規則は、公布の日から施行し、昭和31年10月1日から適用する。

附 則（昭和38年6月26日教委規則第8号）

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年4月26日教委規則第11号）

この規則は、平成12年5月1日から施行する。

附 則（平成14年5月29日教委規則第10号）

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成22年3月15日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市附属機関設置条例の制定について

川崎市附属機関設置条例を次のとおり制定する。

平成27年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるものほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第1及び教育委員会の附属機関として別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めることは、臨時委員を置くことができる。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（会長）

第6条 附属機関に当該附属機関を代表し、会務を総理する者（以下「会長」という。）1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちからあらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第7条 附属機関は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。
- 7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができます。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表第1（第2条～第4条関係）

市長の附属機関（略）

別表第2（第2条～第4条関係）

教育委員会の附属機関

附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	任期
川崎市教育委員会事務局指定管理者選定評価委員会	教育委員会事務局が所管する公の施設における指定管理者制度の適否、管理を行う指定管理者の選定及び評価について調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
川崎市教科用図書選定審議会	市立学校において使用する教科用図書の選定について調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験者 (2) 学校教育の関係者 (3) 市職員	1年
川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会	学校給食センターの整備等に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定による民間事業者の選定、法第11条に規定する客観的	8人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	委嘱され、又は任命された日から客観的な

	的な評価その他必要な事項について調査審議すること。			評価の公示までの日まで
川崎市橋樹官衙遺跡群保存整備委員会	橋樹官衙遺跡群の調査並びに保存、整備及び管理に関する事項について調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年

参考資料

制定要旨

この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるものほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。